

お詫びと訂正

弊社刊行の『最新 精神保健福祉士養成講座 3 精神障害リハビリテーション論』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2024 年 9 月 6 日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備 考
15 頁	19 行目	<u>インター</u> ディシプリナリーモデル	<u>トランス</u> ディシプリナリーモデル	第 3 刷で修正
37 頁	下から 5 行目	知的 <u>障害者</u> に関する特別教書（ケネディ教書、	知的 <u>障害</u> に関する特別教書（ケネディ教書、	第 3 刷で修正
38 頁	下から 11～13 行目	1968 年には、イタリア精神 <u>として赴任し</u> 、病院医師会の働きかけにより法律第 431 号が制定され、自発的入院が認められ、精神 <u>として赴任し</u> 、病院の縮小、	1968 年には、イタリア精神 <u>科</u> 病院医師会の働きかけにより法律第 431 号が制定され、自発的入院が認められ、精神 <u>科</u> 病院の縮小、	第 2 刷で修正
40 頁	11 行目	1954（昭和 <u>49</u> ）年	1954（昭和 <u>29</u> ）年	第 2 刷で修正
41 頁	19～24 行目	また、 <u>1995（平成 7）年には精神保健法の改正により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）が成立し、「自立と社会参加の促進のための援助」という福祉的要素が明確化された。そして、同年 12 月に成立した障害者基本法では、精神障害者も身体障害者や知的障害者と同様に、施策の対象となる障害者の範囲に明確に位置づけられた。</u>	また、 <u>1993（平成 5）年 12 月に成立した障害者基本法では、精神障害者も身体障害者や知的障害者と同様に、施策の対象となる障害者の範囲に明確に位置づけられた。そして、1995（平成 7）年には精神保健法の改正により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）が成立し、「自立と社会参加の促進のための援助」という福祉的要素が明確化された。</u>	第 3 刷で修正

100 頁	表 4-4 のタイトル	表 4-4 集団精神療法の <u>治療</u> 因子	表 4-4 集団精神療法の <u>療法的</u> 因子	第 2 刷で修正
161 頁	側注の 9～19 行 目	「心神喪失等の状態で重大な他害行為を <u>行なった</u> 者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、 <u>継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、継続的</u> かつ適切な	「心神喪失等の状態で重大な他害行為を <u>行っ</u> た者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、 <u>継続的</u> かつ適切な	第 2 刷で修正